主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人上告趣意について。

所論は、結局量刑不当の主張に帰するから、当法律審では採ることができない。 よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二六年二月二二日

最高裁判所第一小法廷

判長表	找判官	眞	野			毅
表	找判官	澤	田	竹	治	郎
表	找判官	齋	藤	悠		輔
表	找判官	岩	松	Ξ		郎